

## 図書館経営の基本

### 1 「図書館は何をすることでいいのかを考える」ことから始めよう

図書館経営の基本は、図書館がなにをやる機関なのかを理解するところからはじまります。

これができてないと、図書館は時代や経営する責任者によって翻弄され住民から支持されない図書館になります。

私は公立図書館の役割は以下の5点に集約できるのではないかと考えています。

#### 私の図書館理念

- 1) 読書を奨励し普及を進めるための施設である。  
(人と本が会うところ)
- 2) 知る権利としての必要な情報を提供する施設である。  
(人と情報が会うところ)
- 3) 市民の地域活動や文化活動を記録保存・提供する施設である。(人と文化が会うところ)
- 4) 市民同士の交流を進める施設である。  
(人と人が会うところ)
- 5) 市民が必要とし、誇りとする図書館の職員を育てる施設である。(人と司書が会うところ)

以上の5点は、私の30年というささやかな経験を基に考えまとめたものです。

以上の5点について、以下公立図書館の規定法である図書館法それを支える、社会教育法、教育基本法などを援用しながら考えていきます。

#### 教育基本法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十五号)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

#### 第一条

(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 第二条

(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

#### 第三条

(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

#### 第四条

(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

## 2 図書館法の成り立ち

1 ) 図書館法は教育基本法を精神を体現した、最も基本的な社会教育機関の役割を規定したものです。「最も基本的な」と強調した理由は、教育基本法にうたう第 2 条「教育の目的は、あらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない」および第 3 条(教育の機会均等)「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」を本当の意味で体現し遂行した社会教育機関であるからです。図書館法第 17 条のいわゆる「無料の原則」によってそれは思想的に体現されています。どんな国民でも受けることのできる教育を実際に享受できるのは基本的な利用のあり方が無料であることが最低要件だからです。

公民館はもともと無料を前提とした施設ではありませんし、同じ公立施設における無料の原則をうたう博物館も、但し書きがあり、施設の維持運営上やむをえない場合は有料とすることを認めています。現在、公立博物館が本来無料の施設であることを知る国民がわずかな数でしかありません。図書館のこのような社会教育的性格を、真に理解する自治体もそう多くはありません。このことの大切さを訴え続け保持し続けることは図書館人の使命であろうと思います。

**図書館法**  
(入館料等)  
第十七条  
公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

**博物館法**  
第二十三条(入館料等)  
公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

2 ) 図書館は、福祉施設やいわゆる文化施設ではなく、教育基本法で規定された社会教育施設であるということは、図書館の活動目的を当然規制します。すなわち「教育基本法」第 2 条(教育の目的)の後段「この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」にそう目標を持つということが大前提ということになります。図書館の主目的は読書という地球上で人間だけが獲得したコミュニケーション手段を基盤にして、地域の文化形成に貢献することが期待されている施設です。読書というきわめて個人的な行為を保証しながら、それが社会性をもったものにつながることを期待されているということなのです。

**社会教育法**  
第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。  
(図書館及び博物館)  
第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。  
2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第五条  
(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。  
第六条  
(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。  
2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。  
第七条  
(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる。  
2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。  
第八条  
(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。  
2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。  
第九条  
(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。  
2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。  
第十条  
(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。  
2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。  
第十一条  
(補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。  
附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

以上のような考えを述べたうえで、もう一度図書館法の 2 条、3 条を読み返してみましよう。

- ・ 2 条は ( 定義 ) です。図書館とはいかなる施設であるかという基本です。
- ・ 3 条は ( 図書館奉仕 ) で、図書館の目的を達成するためにおこなう 8 項目を挙げています。

## 図書館法

( 定義 )

### 第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法 ( 明治二十九年法律第八十九号 ) 第三十四条の法人が設置するもの ( 学校に附属する図書館又は図書室を除く。 ) をいう。 ( 略 )

( 図書館奉仕 )

### 第三条

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料 ( 以下「図書館資料」という。 ) を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

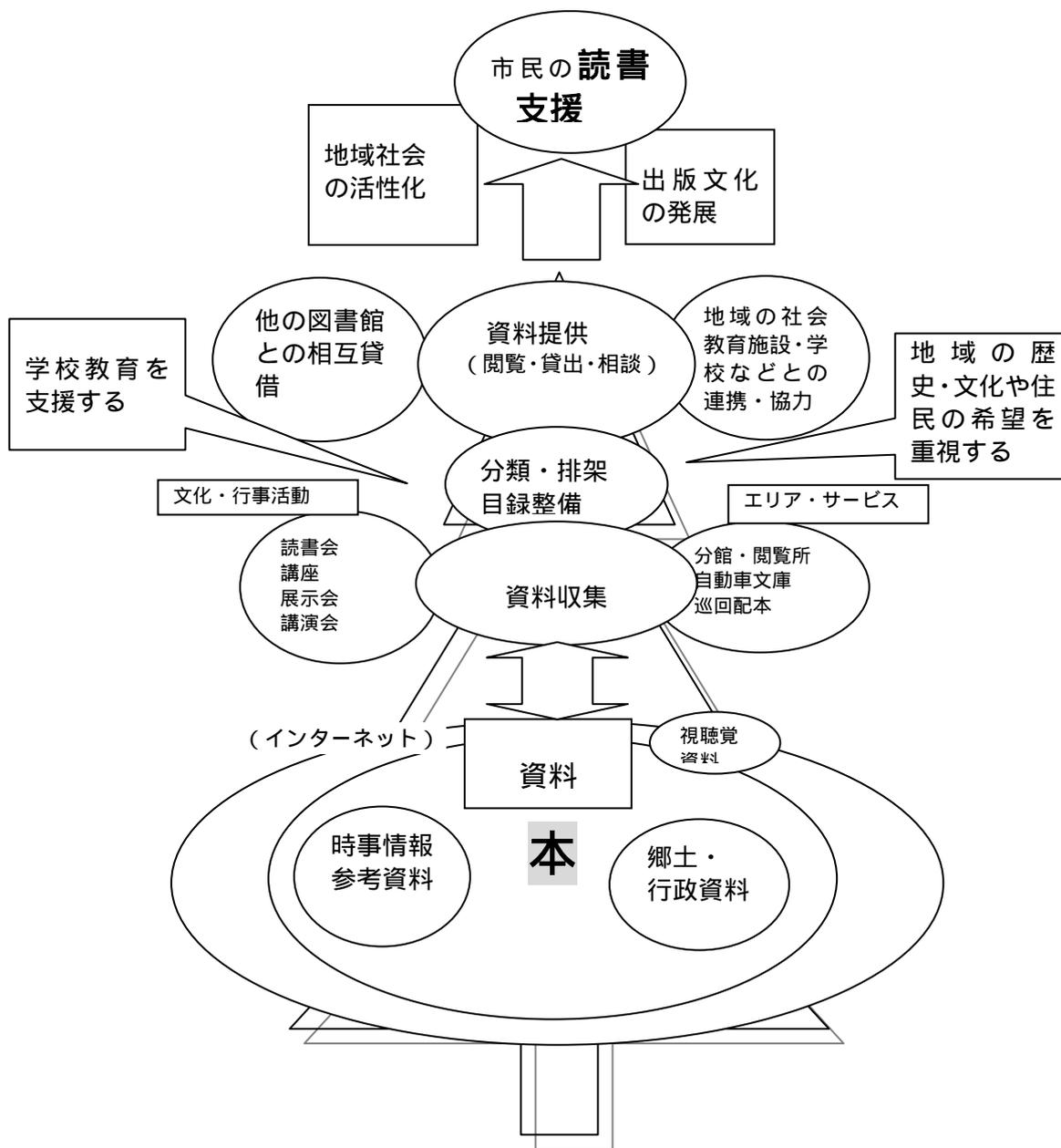
五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

これらのことを図示すると、以下のようになります。



図書館という大きな樹を育てるために必要なのは、地域という大地、資料という水、樹液という職員（司書）です。

市民は、図書館という大きな樹のもとで憩ったり、読書というおいしい果実を食したり、葉から出る新鮮な空気でリフレッシュしたりする。人びとはみなから愛される大きな樹を大切に世話したり、共同で木陰にベンチを作ったり、周りに花を植えたり、人びとの輪が広がっていきます。図書館という樹は、周りに住む多くの方々のお世話で、立派に育ち、永遠に成長していくのです。

そんな図書館をイメージしました。そんな図書館が育っていくためには、

- 1) 図書館という樹がみなの信頼を得、大きくなっていくには時間が必要だということです。親から子に、子から孫に愛され時代々々の住民の方から愛され育てられていくということです。信念を持って仕事をする必要はありますが、あせってもだめなのです。たゆまぬ努力の積み重ねが大事なのです。
- 2) 図書館という樹が、いつまでも育てられていくためには、図書館を利用していただく方々のことをよく聞いて成長していかなくてはなりません。根がついてない新しい樹のとき、葉がつきようやく地に根づいてから、その時々で苦勞の元はみな違います。初めから経験に長けたベテランの司書や館長などはいません。まず、自分が利用する立場になって、図書館を見直してみてください。また、よく図書館を利用する方に率直なご意見を聞いてみてください。答えは、必ず見つかるだろうと思います。
- 3) 図書館の樹が豊かに成長ためには、総合的に成長させることにいつも気配りをしていなくてはなりません。台地に根を下ろすというのは、それほど簡単なものではありません。まして、栄養不足で途中で倒れてしまうような樹では本当の信頼を得ることはできないのです。何を持って総合的かということは図書館法に書いてありますね。

図書館の樹の果実はなんといっても読書という、中に実がいっぱい詰まった豊穡の実りです。この果実をみんなで分け合って食べるために、人々は図書館という樹を植えるのです。図書館の樹は、周りの住民すべての食欲を満たすほどの果実を実らすことはできませんが、果実からエキスをもらったり、樹の陰で少し休んだり、他の人が読書する姿を見て刺激を受けたりする樹です。人びとの読書のすべてを保証するだけの力はありませんが、無限に読書を支援するオーラを発し続ける頼りがいのある樹です。

### 3 最高裁(第一小法廷)平成 17 年 07 月 14 日判決と 「図書館の望ましい基準」

昨年最高裁で行われた判決文です。最高裁判所は、訴えられた司書が行った行為を国家賠償法の適用される不法行為とした論拠に、社会教育法、図書館法とともに、「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」をあげている。

ここでは、いわゆる「望ましい基準」とは何かについて学習したい。

また、「望ましい基準」と「公立図書館の任務と目標」「図書館による町村ルネサンス」Lプラン」「これからの図書館の在り方」を比較検討してみたい。

図書館法  
(公立図書館の基準)  
第十八条  
文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

#### 最高裁(第一小法廷)平成 17 年 07 月 14 日判決 (部分)

##### 〔憲法・公共施設・国賠 1 条 - 公立図書館司書による特定書籍廃棄と著者の権利 / 船橋西図書館〕

図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり(図書館法 2 条 1 項)、「社会教育のための機関」であって(社会教育法 9 条 1 項)、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている(同法 3 条 1 項, 教育基本法 7 条 2 項参照)。公立図書館は、この目的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である(図書館法 2 条 2 項, 地方自治法 244 条, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 30 条)。そして、図書館は、図書館奉仕(図書館サービス)のため、図書館資料を収集して一般公衆の利用に供すること、図書館資料の分類排列を適切にし、その目録を整備することなどに努めなければならないものとされ(図書館法 3 条)、特に、公立図書館については、その設置及び運営上の望ましい基準が文部科学大臣によって定められ、教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとされており(同法 18 条)、平成 13 年 7 月 18 日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第 132 号)は、公立図書館の設置者に対し、同基準に基づき、図書館奉仕(図書館サービス)の実施に努めなければならないものとしている。同基準によれば、公立図書館は、図書館資料の収集、提供等につき、住民の学習活動を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること、住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。

公立図書館の上記のような役割、機能等に照らせば、公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場とすることができる。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

**参考文献：**

**< 図書館法の理解のために >**

『図書館法』(西崎恵著 日本図書館協会 1970 年)

『図書館法成立史資料』(奥田武夫・小川剛編 日本図書館協会 1968 年)

**< 図書館計画立案のために > 参考**

『公共図書館のガイドライン』(国際図書館連盟公共図書館分科会編 森耕一訳 日本図書館協会 1987 年)

『図書館経営論』(高山正也ほか共著 樹村房 2003 年)

**< 図書館のあり方をめぐって >**

『市民の図書館』増補版(日本図書館協会編 1976 年)

『こうすれば利用が増えるー公立図書館の経営』(日本図書館研究会公立図書館の経営調査委員会著 日本図書館研究会 1997 年)

『これからの図書館』(大串夏身著 青弓社 2002 年)

『情報基盤としての図書館 続』(根本彰著 勁草書房 2002 年)

『図書館の発見 新版』(前川恒雄・石井敦著 日本放送出版協会 2006 年)

『図書館界』Vol.56 No.3(日本図書館研究会 2006.9)誌上討論「現代において公立図書館の果たすべき役割は何か」(根本彰、塩見昇、田井郁久雄、明定義人、糸賀雅児)

『図書館界』Vol.55 No.4(日本図書館研究会 2003.11) 葉袋秀樹「読書案内サービスの方法：必要な職員配置の比較」